

## 平成23年第11回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成23年6月20日（月）14時00分から14時50分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

清原雅彦、久留百合子、住吉徳彦、太田浩二、二子石竜子  
杉光誠（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 友枝文也、総務部長 今田義雄、  
教育企画部長 城戸秀明、教育振興部長 森下博輝、  
総務課長 西牟田龍治、財務課長 高田光邦、文化財保護課長 伊崎俊秋、  
企画調整課長 千々岩良英、社会教育課長 中菌宏、  
教職員課長 川添弘人、施設課長 辰田一郎、高校教育課長 吉田法稔、  
義務教育課長 家宇治正幸、人権・同和教育課長 大場茂嘉、  
体育スポーツ健康課長 梅田保人

### 6 会議

14時00分、清原委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第20号議案「福岡県社会教育委員の人事について」は、二子石委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について

平成23年度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の6月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代

理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、久留委員から、小学生読書リーダーを養成し、リーダーが中心となって学校での様々な読書活動に取り組むことにより、子どもの主体的な読書活動を推進する「小学生読書リーダー活動推進費」について、リーダーが中心となって取り組む手法がいいのかは少し疑問に感じる。ただ、読書が学力の向上などにとっても大切であることは理解しており、事業終了後にどのような効果や問題点があったのか、しっかりと検証してから報告していただきたいとの要望があった。これに対し、中菌社会教育課長から、あるアンケート調査では子どもたちが読書に関心を持つきっかけは、自分自身で本に興味を持つことが1番多いが、次に多いのが友人からの影響である。この事業は子ども同士で読書の楽しさを伝えあってもらうことを基本としており、事後の検証はしっかりとしていきたい旨の説明があった。

また、太田委員から、全国学力・学習状況調査について、本年度は東日本大震災の影響で実施が9月にずれ込むとのことだが、結果はいつ頃でいいのかとの質問があった。これに対し、家宇治義務教育課長から、従来は4月実施で結果がでるのは9月末頃であったが、本年度は、少しでも早く学校にお知らせできるよう日程を最大限早め、遅くとも11月末頃までには結果をだせるようにしたい旨の説明があった。

清原委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

高田財務課長から、東日本大震災の被災者の負担軽減を図ることを目的に、被災者の日常生活の回復等に資する使用料及び手数料の免除等を行うため、免除等の規定のない各種免許証の再交付を行う際の手数料や県立学校の入学料などの、使用料及び手数料の徴収に係る条例の特例を定める「東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例」の6月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清原委員長から、本条例の対象者は教育庁所管分で何人くらいいるのかとの質問があった。これに対し、高田財務課長から、現段階ではっきりしているのは県立高校への転入者で、すでに12名おり、加えて数名程度の転入の相談があっている状況である旨の説

明があった。

また、久留委員から、東日本大震災で被災したことの確認はどうかとの質問があった。これに対し、高田財務課長から、原則としては被災証明や罹災証明等の公的書類が必要となるが、被災地域のなかには役場としての機能を果たしていない市町村もあり、例えば県立高校への転入者であれば本人の申立書等で確認するなど、弾力的な取り扱いをする予定である旨の説明があった。

清原委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく承認された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

## (2) 議事

### ・第20号議案 福岡県社会教育委員の人事について

中菌社会教育課長から、社会教育法第15条及び福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の規定により、福岡県社会教育委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第20号議案は原案どおり可決された。

清原委員長が閉会を宣言し、14時50分閉会した。